



令和8年度第1回独立行政法人都市再生機構

事業評価監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構は、令和8年6月17日に令和8年度第1回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせします。

【お問い合わせ先】

本社 経営企画部 投資管理課 (電話) 045-650-0381

本社 広報室 報道担当 (電話) 045-650-0887

開催概要等

1 令和8年度第1回事業評価監視委員会の開催概要

(1) 開催日等

- ① 日 時：令和8年6月17日（水） 14:00 から 16:00 まで
- ② 開催場所：独立行政法人都市再生機構 会議室（新宿アイランドタワー22階）

(2) 事業評価監視委員会委員

- ・岡 絵理子（関西大学環境都市工学部教授）
- ・岸井 隆幸（日本大学名誉教授）
- ・清野 由美（ジャーナリスト・都市再生コーディネーター）
- ・佐藤 伸朗（元東京都技監）
- ・澤野 正明（弁護士）
- ・谷口 守（筑波大学名誉教授）
- ・中井 検裕（東京科学大学名誉教授）
- ・波瀾 郁代（西武文理大学サービス経営学部教授）
- ・深尾 精一（首都大学東京名誉教授）

（五十音順・敬称略。所属・役職は開催当時のもの。）

菰田正信委員は欠席

(3) 議事

① 審議内容（事業評価（再評価））の説明

令和8年度事業再評価実施対象事業1件について、事業目的、事業の実施環境の概要、対応方針案及び対応方策案決定の理由について、都市再生機構から説明した。

② 審議（事業評価（再評価））

【別紙1】のとおり意見があった。

③ 審議内容（事業評価（事後評価））の説明

令和8年度事後評価実施対象事業について、都市再生機構から説明した。

④ 審議（事業評価（事後評価））

事後評価実施対象事業から以下の事業を抽出し、第2回以降の委員会において評価を実施することとした。

地区名	事業手法等	所在地
千葉市総合スポーツ公園地区	都市公園事業	千葉県千葉市

2 事業評価監視委員会の評価について

今回の委員会において、1地区の事業評価（事業再評価）を行った。対応方針は【別紙2】のとおり（令和8年6月23日 都市再生機構にて決定）

3 事業評価監視委員会提出資料等の公開

令和8年6月末までに都市再生機構本社、東北震災復興支援本部、東日本賃貸住宅本部、中部支社、西日本支社及び九州支社にて閲覧に付す。

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・暮らしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害対応支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



—— 社会課題を、超えていく。——



UR都市機構



UR都市機構は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

【別紙 1】

事業再評価実施対象事業の対応方針案と委員会の意見

団地・地区名	所在地	対応方針案	左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
		理由及び事業中止に伴う事後措置の内容	
渋谷駅周辺地域 (仮称)渋谷二丁目バス ターミナル (国際競争拠点都市整備 事業)	東京都 渋谷区	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスターミナル開業時期については、当初の予定から遅れたものの、渋谷駅周辺地域における国際競争力の強化のため、引き続き、工事費の変動に留意しつつ、関係機関と調整しながら、交通結節機能強化に資するバスターミナル整備を推進する必要がある。 <p>以上のことから「事業継続」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針案のとおり ・バスターミナル事業については、今後、マネジメントなど公的な視点を持って取り組むこと
村岡・深沢地区 (土地区画整理事業)	神奈川県 藤沢市・ 鎌倉市	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月には土地区画整理事業の認可、令和7年12月には村岡工区において造成工事に着手したところ。 ・今後も新駅を中心とした新たな拠点形成を図るため、二市にまたがり関係者との調整及びコスト管理に努めながら、土地区画整理事業を着実に実施する必要がある。 <p>以上のことから「事業継続」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針案のとおり ・引き続き関係機関と調整しながら、質の高いまちづくりが確実に実現できるよう進めること。

※村岡・深沢地区〔土地区画整理事業〕(神奈川県藤沢市・鎌倉市)は、令和7年度第4回独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会において審議され、令和8年度の公開を予定していたもの。

【別紙2】

事業再評価実施対象事業の対応方針

団地・地区名	事業手法等	対応方針
渋谷駅周辺地域 (仮称)渋谷二丁目バスター ミナル	国際競争拠点都市整備事業	事業継続
村岡・深沢地区	土地区画整理事業	事業継続

※村岡・深沢地区〔土地区画整理事業〕(神奈川県藤沢市・鎌倉市)は、令和7年度第4回独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会において審議され、令和8年度の公開を予定していたもの。